

2012シーズン開幕！ J1そしてアジア制覇へ向けてFC東京を応援しよう

宣言通り1年でJ1復帰を果たしたFC東京。J1リーグ制覇へ向けた戦いがついに始まります。1月31日には、谷澤達也選手、林 容平選手、幸野志有入選手が来庁し、新シーズンにける意気込みを語ってくれました。

また、今シーズンは天皇杯優勝チームとして、AFCアジアチャンピオンズリーグへ出場します。これに伴い、1月31日から2月2日までの3日間、市役所2階エントランスホールで天皇杯展示を行い、貴重な天皇杯を一目見ようと、500人を超える方が訪れました。

また、これからの長い戦いで、私たち調布市の熱い声援が必ずや選手そしてチームの後押しとなるはず。皆さんの応援をよろしくお願いします。



3選手が来庁



天皇杯の展示

FC東京の写真展

期3月6日(火)～9日(金) 期午前8時30分～午後5時15分 期市役所2階エントランスホール

FC東京 2012 試合日程 (3月・4月)

節	日	時	対戦相手	会 場
ACL1	3月 6日(火)	午後7時30分～	プリズベン・ロー	プリズベンスタジアム
1	3月10日(土)	午後7時～	大宮アルディージャ	NACK5スタジアム大宮
2	3月17日(土)	午後7時～	名古屋グランパス	味の素スタジアム
ACL2	3月20日(祝)	午後2時～	蔚山現代	国立競技場
3	3月24日(土)	午後2時～	ヴィッセル神戸	ホームズスタジアム神戸
4	3月31日(土)	午後2時～	サンフレッチェ広島	味の素スタジアム
ACL3	4月 4日(火)	午後8時～	北京国安	北京工人体育场
5	4月 8日(土)	午後4時～	川崎フロンターレ	等々力陸上競技場
6	4月14日(土)	午後1時～	鹿島アントラーズ	味の素スタジアム
ACL4	4月17日(火)	午後7時30分～	北京国安	東京スタジアム
7	4月21日(土)	午後7時～	ペガルタ仙台	ユアテックススタジアム仙台
8	4月28日(土)	午後1時～	清水エスパルス	味の素スタジアム

※ACL=AFCアジアチャンピオンズリーグ ◻ =ホームゲーム

問合せ/スポーツ振興課☎481-7497

ニュースポーツEXPO2012 in 多摩

スポーツ祭東京2013 (第68回国民体育大会・第13回全国障害者スポーツ大会) の「デモンストレーションとしてのスポーツ行事」となる様々なニュースポーツを、誰もが気軽に楽しむことができる参加体験型スポーツイベントです。

期3月18日(日)午前9時～午後5時 期味の素スタジアム、東京都調布庁舎体育室ほか

期ニュースポーツ体験コーナー、多摩物産展、ステージパフォーマンス、ゲストによるトークショーほか※ニュースポーツ体験コーナーでは、一定数以上の種目を体験した方に素敵なオリジナルグッズを進呈 期無料

期東京都、(株)東京都レクリエーション協会、(株)東京スタジアム

問合せ/「ニュースポーツEXPO2012 in 多摩」運営事務局☎03-5771-2368

(土・日曜日、祝日を除く午前10時～午後6時)

(スポーツ振興課)

高齢者福祉について審議する市民モニター員募集

高齢者の生活を支える福祉施策や介護保険事業について、市や事業者などと共に審議していただく市民モニター員を募集します。

応募要件/①調布市民であること②応募時に福祉健康部内の委員を務めていないこと、また応募していないこと③任期を連続して応募していないこと 任期/3年 (6月1日(金)～平成27年5月31日(日))

期3人(選考) 報酬/1回の出席につき6400円 会議回数/平成24年度は5回程度(予定)。そのほか新モニター員研修あり 期申込書(高齢者支援室(市役所2階))で配布、または市のホームページから印刷可)及び作文(800字～1000字程度。テーマ①地域の支え合いについて②福祉活動を体験して感じた地域の課題③地域における高齢者の役割について④災害時の高齢者支援についての中から一つ。指定用紙または原稿用紙を使用)を、3月28日(木)までに高齢者支援室へ本人が持参(郵送不可) 期提出物は返却不可

問合せ/高齢者支援室☎481-7149

財調布ゆうあい福祉公社職員募集

職種/①総合職(常勤)②通所介護士(臨時) 勤務形態/①午前8時30分～午後5時15分(早・遅勤務あり)②午前8時30分～午後5時15分。月16日勤務ほか 勤務地/国領町3-8-1または入間町3-22-5 賃金/①月額18万1200円～(ほか手当あり)②時給1070円 採用日/①4月1日以降(応相談)②4月1日(雇用は年度ごと更新可) 資格/①主任介護支援専門員、簿記2級のいずれか及び普通自動車運転免許②介護福祉士または2級ヘルパー 募集人員/①②共に若干名 試験/①筆記試験及び面接②作文及び面接 期電話連絡のうえ、市販の履歴書(写真貼付)を財調布ゆうあい福祉公社〒182-0022国領町3-8-15くすのきアパート5-109へ郵送または本人が持参

問合せ/財調布ゆうあい福祉公社☎426-9880

調布市子ども発達センター心理士(非常勤職員)募集

勤務日数・時間/週2～4日。午前10時～午後5時 勤務地/西町290-49 時給/3300円(交通費支給) 資格/臨床心理士または臨床発達心理士 募集人員/若干名 期市販の履歴書(写真貼付)、返信用封筒(切手貼付)に資格証明書の写しを添えて、3月5日(月)～13日(火)に子ども発達センターへ本人が持参 選考方法/書類選考後、通過者に面接を実施 ※詳細は市のホームページをご覧ください

問合せ/子ども発達センター☎486-1190

調布観光フェスティバル (第20回調布観光物産展)

～ちょうふ・絆・めぐもり～

市内や調布とゆかりのある地のお店の出店、にぎやかなステージ出演がいっぱい。お祭り気分楽しいイベントに遊びに来ませんか。詳細は、調布市観光協会ブログをご覧ください。

日程/3月10(土)、11(日) 時間/午前10時～午後4時 会場/市役所前庭、文化会館たづくり北側道路

<調布めぐもりタウン>

調布のお店がずらり

- 調布に工場がある「ホッピー」
- “生刈どら焼き”で有名な「亀乃子本舗」
- こだわりの味「中華街」
- 餃子で勝負「夢うさぎ」
- こだわりのパン「コンチェルト」
- 大人気そばサンド「あめや」
- 調布といえば「ゲゲゲ」「鬼太郎茶屋」
- 復興そば「深大寺一味・深大寺そば打ち倶楽部」



<調布フレンズタウン>

姉妹都市・長野県木島平村から新鮮な野菜をお届けします。ほかにも、山梨県や神津島からおいしいものや特産品が集まります。

<被災地支援ゾーン>

福島県・宮城県から出店。市内のお店「たるチャンプロデュース」や「がんばろう日本。ショップ」も支援。被災地復興をみんなで応援しましょう。



<わんぱくランド>

ふわふわドーム、スーパーボールすくいなどの子どもが夢中になる遊びがいっぱい。

ほかにも、みんなが大好きなお猿さんが初登場！楽しい芸で会場を盛り上げます。

ふわふわドーム▶

問合せ/調布市観光協会 ☎481-7184 (産業振興課)

<シネマトウン>

“特機会社”のバイオニアである「株式会社NKL」にご協力いただき、撮影機材の体験ができるコーナーを設けます。

体験できる機材は、撮影の時に使う中型クレーンや、強い風のシーンで使われる送風機です。普段は体験することができないのです。

<ステージ>

柴崎にアメリカンフットボールの練習場がある「鹿島ディアーズ」が登場。選手によるアメフトパフォーマンスとチャリダーによる華麗なダンスを披露します。

そのほかストリートダンスやプロレスなど、にぎやかなステージ出演がたくさんあります。

「日本映画批評家大賞」授賞式のボランティア募集

「映画のまち調布」で初めての開催となる日本映画批評家大賞の授賞式の補助をしてくださるボランティアを募集します。2日間参加可能な方(全日でなくてもかまいません。要相談)で年齢、性別は問いません。

期4月12日(内) (授賞式準備) 午後1時～6時・13日(金) (授賞式) 午前11時～午後8時

期グリーンホール 期弁当支給あり。交通費、日当支給なし 期申込み順60人

期にメールで件名「批評家大賞ボランティア応募」、住所、氏名、年齢、連絡先を明記し、産業振興課観光係☎kankou@w2.city.chofu.tokyo.jpへ

日本映画批評家大賞とは

淀川長治さん、水野晴郎さん、小森和子さんら日本の映画評論家の方々が提唱し20年前に始まった、映画を愛し映画を識っている人々が選ぶ映画大賞です。



問合せ/産業振興課☎481-7183

えんがわフェスタ2012「人はつながりながら生きていく」

東日本大震災から1年、今回は「つながり」から連想される重要テーマについて、分科会・全体会を通じてメッセージを発信します。

期3月18日(日)午前10時～午後5時 期市民プラザあくろす 期無料 期【午後1時～1時50分】オープニングセッション「石巻⇄調布復興へつながろう！」

期【2時～3時50分】4分科会同時開催 ①のみ午前10時～②のみ午後2時～③のみ午後4時～④のみ午後6時～ ⑤のみ午後8時～ ⑥のみ午後10時～ ⑦のみ午後12時～ ⑧のみ午後2時～ ⑨のみ午後4時～ ⑩のみ午後6時～ ⑪のみ午後8時～ ⑫のみ午後10時～

期【4時～5時】クロージングセッション「各分科会報告・交流会」

企画・運営/市民活動支援センター運営委員会 申込み・問合せ/市民活動支援センター☎443-1220・☎443-1221 (協議推進課)

調布そぞろ歩き ～調布駅から国分寺線までを見て歩く～

この地域で見られる樹木を観察し、布多神社や祇園寺などでボランティア解説員から史跡や樹木の話をお聞かせ。

期3月17日(土)午前9時30分～正午※荒天中止 期調布駅北口広場(交番前) 期申込み順30人 期無料 期3月14日(木)までに電話で環境政策課へ

問合せ/環境政策課☎481-7086

「テレビ広報ちょうふ(30分番組) J:COM 調布・世田谷(デジタル111ch)

〈27日号〉27～4日 放送時間/毎日正午～、午後4時～、午後8時～(特集番組などにより、放送時間が変更になる場合があります)

4月1日(日)から国民健康保険・後期高齢者医療制度の限度額適用認定証などが外来診療でも利用できます

従来、入院時に限定して利用できた限度額適用認定証などが、4月1日(日)から、外来診療などでも適用されます。これにより、外来診療などでの1か月の窓口負担額が自己負担限度額(区Ⅰ・区Ⅱ)を超える場合、超えた分の支払は必要なくなります。

ただし、同一医療機関などでの合算で自己負担限度額を超える場合に限り適用されますので、複数医療機関などでの合算により自己負担限度額を超える場合は適用されません。外来診療などでの利用のために限度額適用認定証などの交付を希望される方は、申請手続きが必要になります。

対象医療機関/保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者 ※対象外:柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方

期●国民健康保険加入者/国民健康保険加入者で国民健康保険税に滞納がない方(既に限度額適用認定証などの交付を受けた方、70～74歳の住民税課税世帯の方は申請の必要はありません) ●後期高齢者医療制度加入者/世帯全員が住民税非課税の方